

## 住宅・建築施策に関する提言

地域の実情に応じた良好な居住環境等を確保するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 住宅及び建築物の耐震化を促進するため、耐震診断及び耐震改修工事に係る財政措置を拡充すること。

2. 空き家等対策の推進

(1) 空き家等の流通・利活用をはじめ、都市自治体に取り組む空き家等対策に係る財政措置を拡充するなど、その取組が一層推進されるよう積極的に支援すること。

(2) 空き家の発生抑制に向け、相続登記の義務化及び空き家に係る固定資産税等の住宅用地特例のあり方を検討すること。

(3) 空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づく特定空き家等の除却等に要する経費に係る財政措置を講じること。

また、都市自治体の主体的な取組を後押しする観点から、様々な特性等に応じた取組事例や課題等を明らかにしたうえで、同法の見直しを検討すること。

3. 公営住宅等の管理に係る支援

(1) 都市自治体が公営住宅等の家賃滞納者の滞納理由を的確に把握し、状況に応じて、迅速に福祉的な支援につなぐことができるよう収入調査権限を拡充すること。

(2) 都市自治体が住宅地区改良法に基づき建設した特定優良賃貸住宅や特定公共賃貸住宅等を管理代行制度の対象とできるよう必要な措置を講じること。

4. 住宅新築資金等貸付助成事業に係る財政措置を償還業務完了まで継続すること。

また、貸付事業を行った市町村の実態把握に努めるとともに、償還指導等に係る住民情報及び資産情報等の取得を可能とすること。

5. 住宅・建築物アスベスト改修事業については、事業を継続するとともに、財政措置を拡充すること。

6. 大規模自然災害の被災地における被災者の生活再建に向けた負担を軽減するため、被災住宅用地特例に係る適用期間を延長すること。